

## 司法修習委員会（第21回）議事録

### 1 日時

平成24年3月7日（水）午後3時から午後4時30分まで

### 2 場所

最高裁判所大会議室

### 3 出席者（敬称略）

（委員）井窪保彦，今田幸子，大仲土和，翁百合，鎌田薫，鈴木健太，高瀬浩造，  
高橋宏志（委員長），安井久治

（幹事）秋吉淳一郎，井田良，大谷晃大，小野寺真也，小山太士，笠井之彦，木  
村光江，小林克典，小林宏司，関一穂，流矢大士，巻之内茂，升味佐江  
子，村田涉

### 4 議題

#### （1）意見交換

弁護実務修習に対する取組等について

#### （2）今後の予定について

### 5 議事

#### （1）委員及び幹事の交替

大橋委員に替わり，井窪委員が，岩尾幹事，菅野幹事に替わり，小山幹事，  
小林（宏）幹事が新たに任命された旨の報告

#### （2）報告

笠井幹事から，第20回委員会以降の司法修習の実施状況，修習資金の貸与  
制及び法曹養成制度を巡る昨今の情勢等について報告がされ，次のとおり質  
疑応答がされた。

#### （高橋委員長）

今回の考試の不合格者は全員初回受験者ということだが，再受験者について  
は受け控えもあったのか。

( 笠井幹事 )

試験は、原則として連続して3回まで受験することができるかとされており、再受験者の受け控えというものはないと思う。

( 3 ) 意見交換

弁護実務修習に対する取組等について

( 高橋委員長 )

今回の委員会では、前回に引き続き、弁護実務修習についての意見交換を行いたい。弁護実務修習については、第17回委員会以来、当委員会で検討を続けてきたところであり、前回第20回の委員会においては、弁護実務修習における導入的教育について取りまとめを行ったところである。

本日は、まず、笠井幹事から、弁護実務修習の在り方に関するこれまでの当委員会の議論の状況、弁護導入講義の準備状況、司法研修所が1月に行った弁護科目の出張講義や司法研修所と日弁連、弁護士会との意見交換の状況等について御説明いただきたい。

( 笠井幹事 )

弁護実務修習については、平成22年9月の第17回委員会、昨年3月の第19回委員会及び前回の第20回委員会において、意見交換が行われ、詳細は省略させていただくが、新司法修習の到達目標、弁護実務修習における指導の在り方等について、繰り返し、方向性の確認がされてきたところである。

そして、前回の委員会においては、分野別弁護実務修習に円滑に移行するための導入的教育について、第66期司法修習から、全国の弁護士会に共通のカリキュラムとして、第1クールの早い段階で1回、2日(民事弁護・刑事弁護各1日)程度、各実務修習地の修習生全員が参加する導入のカリキュラムを実施することなどを内容とする取りまとめがされた。

その際には導入のカリキュラムの内容について、司法研修所の弁護教官室が行う導入的講義としての出張講義等との連携を図り、全体として効果的な内

容にする必要があること，弁護士活動全般について具体的なイメージを持たせるとともに，分野別実務修習において何をどのように学ぶかを明確にするガイダンスや，法科大学院で履修した内容を確認するとともに，比較的簡単な事案を用いて実際の法的分析，事実認定等に触れる機会を与えることなどが考えられるとされている。また，導入的カリキュラムの内容の検討，教材の作成等については，日弁連と司法研修所が協力して行うのが相当であるとされた。これらに加えて，前回の委員会では，導入的カリキュラムの内容に関し，起案にこだわるのではなく，法科大学院で修得した知識等を実務の中でどのように使っていくのか，どのようにして具体的事実を分析，検討していくのかという基本的な考え方を指導するなど，弁護士倫理等も含めて，導入段階で全員を集めて実施するのにふさわしい，効果的なものを検討すべきであるとされ，この点も取りまとめに加えられているところである。

以上が，これまでの委員会における弁護実務修習に関する議論状況である。

続いて，弁護導入講義についての日弁連等と司法研修所との間での準備状況であるが，司法研修所では，このような委員会の議論を踏まえ，日弁連，弁護士会との間で，弁護実務修習の在り方，導入的教育の在り方等についての協議を継続的に実施してきた。その中で，前回の委員会以降，特に導入的カリキュラムとしての弁護導入講義の在り方を中心とした議論がなされているので，その概要をかいつまんで御報告する。

まず，第66期司法修習生に対する弁護導入講義の実施日であるが，第1クールの早い段階において実施すべきであるという当委員会の取りまとめを受け，第1クールについて修習日数を他のクールよりも多く確保し，他の科目における導入的教育実施日程と必要な調整を行った上で，本年11月30日，12月1日の両日に実施する予定となった。この点は，昨年12月21日に日弁連で開催された「司法研修所弁護教官と司法修習生指導担当者との弁護実務修習指導に関する連絡協議会」（弁修協）において，私から各单位弁護士会の司法修

習生指導担当者に報告させていただいたところである。これを前提に、日弁連において、実施主体となる各単位会に会場確保等の連絡をされる段取りと承知している。

次に、弁護導入講義の内容についての検討状況であるが、前回の取りまとめにあるとおり、その内容については、司法研修所の弁護教官室が行う導入的講義としての出張講義等との連携を図り、全体として効果的な内容にする必要があるとされており、内容の検討、教材の作成等については、日弁連と司法研修所が協力して行うのが相当であるとされているところでもある。

そこで、この点については、日弁連と司法研修所の事務局レベルとの間での全般的意見交換を行うと同時に、司法研修所の民事弁護・刑事弁護両教官室と日弁連及び弁護士会のメンバーによるプロジェクトチームとの間で実務的な検討を進めているところである。まだ、必ずしも詳細なところまで詰められてはいないが、全体のスケジュール感を確認しつつ、出張講義との連続性、一貫性という観点を踏まえた内容の検討や、教材作成における協力の在り方の検討などが進められている。例えば、刑事弁護については、全体を複数のコマに分けて、教官室と単位会が役割を分担しつつ、トータルとして有効な講義を実施することなどが検討されているところである。

いずれにしても、弁護導入講義の内容については、日弁連、弁護士会と協力しながら、前回の委員会の取りまとめの内容に沿って、効果的なプログラムを検討してまいりたいと考えている。

次に、弁護実務修習の在り方に関する、この間の司法研修所と日弁連、弁護士会との全般的な意見交換の状況や、司法研修所弁護教官室が行っている出張講義等について御報告させていただく。

まず、ただ今御説明した第66期以降の弁護導入講義とも関連するが、現在、司法研修所においては、導入的カリキュラムの1つとして、弁護科目も含めて出張講義を行っている。新第65期についても、おおむね、午前中に刑事

弁護 1 コマ，午後に民事弁護 1 コマ，検察 1 コマという形で全国各地において実施された。このうち，東京，立川，横浜，さいたま，千葉を修習地とする者については，1月4日に司法研修所において実施されたところである。

その内容は，私も傍聴させていただいたが，民事弁護科目，刑事弁護科目とも，先ほどの前回委員会の取りまとめにあるように，弁護士の活動全般について具体的なイメージを持たせるとともに，分野別実務修習において何をどのように学ぶかを明確にするガイダンスとしての部分と，法科大学院で履修した内容を確認するとともに，比較的簡単な事案を用いて実際の法的分析，事実認定等に触れる機会を与える部分とで構成されていた。

いずれの科目も，修習開始前に比較的簡単な事案を用いた課題を検討させた上で実施されており，その課題の内容は，民事弁護では，依頼者との法律相談の概要と手持ちの書証を与えて，売買代金請求に関する訴状を検討させた上で，検討した問題点と意見を記載させるもの，刑事弁護では，踏切での一時不停止という道路交通法違反の事案について，争点，検察官の立証事実を支える重要な証拠，供述証拠の信用性の弾劾について検討させるものであった。

そして，このような事前の検討を踏まえた上で，民事弁護では，本件事案を手懸かりとしながら，法律相談に向けた対応，紛争解決手段の選択，証拠の収集と立証，紛争の予防等について，代理人としてどのような視点で考えていくのかを具体的に検討させながら，弁護士活動の在り方や分野別実務修習における学び方等についての具体的なイメージを提示し，さらに，当該事案において具体的にどのように法的分析や事実の調査，認定等を行っていくのかを指導していた。

また，刑事弁護でも，刑事事件における弁護人の役割を意識しながら，当該事案を前提として，争点を的確に把握し，検察官の立証構造を明らかにした上で，これを弾劾していくという刑事弁護人の活動の在り方や，分野別実務

修習における学び方等についての具体的イメージを示し、当該事案において具体的にどのように検察官の主張を弾劾していくのか等についての指導を行っていた。

このような導入的な講義の在り方は、先ほどの当委員会の取りまとめにも沿ったものであり、第66期における弁護導入講義の内容を考える上でも、参考になるものと考えられる。

これらの出張講義については、司法研修所において実施されたものも含め、各地で指導担当弁護士等に講義見学をしていただき、併せて弁護教官との間で意見交換を行う機会を積極的に設けさせていただいた。これらを通じて、実務修習への円滑な移行を図るために弁護教官室が行っている導入的な講義の趣旨・目的やその実情を御理解いただくことができたほか、意見交換においては、単位会が実施している導入的教育を含む分野別弁護実務修習の実情や司法研修所弁護教官室との連携の在り方等について、有益な情報共有や意見交換がなされたと伺っている。

さらに、分野別弁護実務修習の在り方を考えていく上では、司法研修所弁護教官室が行う集合修習の趣旨・目的や実情について、各弁護士会の指導担当弁護士等に十分な御理解をいただくことが不可欠である。このような観点から、先ほども話が出た、昨年12月に日弁連で開催された弁修協において、民事弁護・刑事弁護各教官室から、この点の説明がなされたところである。

まず、民事弁護科目については、法律実務家としての活動開始を目前に控えた司法修習生に、弁護士の使命と職責を認識させ、その職務遂行に必要な能力を養成することを目的として、司法修習の総仕上げとなる総合的指導を実施していること、幅広い弁護士実務の基本を修得するため、その素材としての訴訟関係文書の起案、立証活動、弁護士の職責や倫理等について、講義、問題研究、演習等のカリキュラムを構成していることを説明した上で、具体的なカリキュラムの内容について、紹介がなされた。

また，刑事弁護科目については，修習終了時に修習生に身に付けてほしい能力は，既に行われた弁護活動の結果としての記録に基づいて弁論要旨を起案するという「振り返り型弁護」ではなく，弁護人としてこれから何をしていくべきかということ进行分析・検討する「見通し型弁護」ができる能力であり，当事者法曹としての視点を持って，争点を発見し，検察官の立証構造を把握し，弾劾対象を確定した上で，基本的な弾劾手法を活用できる能力なのであって，このような能力を修得することが法曹としての汎用的な能力の修得につながるなどとした上で，具体的なカリキュラムについて，それぞれの獲得目標等を示しながら，紹介がなされた。

分野別弁護実務修習と集合修習は，当然のことながら，新司法修習の理念に基づいて，相互に有機的に連携して実施されるべきものであり，このような形で，分野別実務修習を担当する指導担当弁護士等と司法研修所弁護教官室との間で意見交換の機会が設けられたことには，大変重要な意義があると考えている。今後とも，このような機会を数多く設け，司法研修所と日弁連，弁護士会との連携，意思疎通を図りながら，分野別弁護実務修習を含む司法修習全体を発展させていくことができるよう，努めてまいりたいと考えている。

（高橋委員長）

先日の幹事会においては，笠井幹事の報告にあった当委員会の議論等を踏まえ，意見交換がなされたと伺っている。木村幹事長から，幹事会の議論状況について御報告いただきたい。

（木村幹事長）

司法研修所における弁護実務修習に対する取組等に関する幹事会の議論の概要を御説明する。

第17回委員会以降，当委員会において議論が積み重ねられ，前回の第20回委員会においては，分野別弁護実務修習に円滑に移行するための導入的教

育について、第66期司法修習から、全国の弁護士会に共通のカリキュラムとして、第1クールの早い段階で2日（民事弁護・刑事弁護各1日）程度、各実務修習地の修習生全員が参加する導入的カリキュラムを実施することなどを内容とする取りまとめがなされた。

幹事会では、このような当委員会の議論を踏まえ、笠井幹事から、弁護導入講義の準備状況、出張講義や司法研修所と日弁連、弁護士会との意見交換の状況について説明がなされた。その内容は、先ほど笠井幹事から報告があったとおりである。

これに加えて、弁護導入講義については、巻之内幹事から、日弁連における検討状況について補足的に紹介があった。まず、実施方法については、例えば、1日を1コマ約2時間の3コマに分割し、1コマ目と2コマ目を全国統一の講義、3コマ目を各弁護士会での講義とする形で実施すること、全国統一の講義部分については、各修習地においてそこに配属された修習生全員を集めた上、東京会場における講義の映像をインターネット回線によりライブ配信することなどが検討されているとのことであった。また、弁護導入講義の内容については、日弁連に置かれたPTと弁護教官室とで現在検討を進めているとのことであった。この導入講義に関しては、いずれにしても、まず第66期で実施してみた上で、弁護教官の出張講義等の機会を利用した意見交換などを通じて、より良いものに改善していくべきであるとの意見などが述べられたところである。

また、弁護教官幹事からは、この1月に新第65期に対して行われた出張講義についても説明があった。出張講義の際には、講義参観や意見交換の機会が積極的に設けられているとのこと、弁護教官がこのような機会を活用して、新修習の理念や、集合修習の実情について説明するとともに、各弁護士会からも弁護実務修習の実情について情報交換を行うなどしており、弁護実務修習を担当する各单位会と集合修習等を担当する弁護教官室との間で十分

な意思疎通を図ることが可能になってきているといった実情が紹介された。

また，出張講義の状況に関連し，修習生は，ロースクールでは，実体法の基本的知識とその典型的な事例における適用場面について学んできているが，法律実務家は，身につけた知識を活用し，現実直面する混沌とした事実関係を整理していくことが必要であり，このような技法を体得させるためには，修習の冒頭部分で必要な視点を整理して提示し，分野別実務修習において実際の事件に当たってこれを活用しながら修習に取り組み，集合修習で更にこれを再整理することが必要であるとして，導入的カリキュラムから集合修習までをトータルで見た弁護修習のイメージなども示された。

以上のような弁護実務修習の在り方に関する弁護教官室の考え方や実践の内容，司法研修所と日弁連，弁護士会との意見交換の在り方や導入講義に関する準備状況等が，これまでの当委員会の議論の方向性と基本的な考え方において合致していることについて異論はなかった。

以上，幹事会の議論状況をかいつまんで御説明したが，今後の弁護実務修習の在り方を考える上で重要な点が含まれているものと考えられるので，当委員会においても，意見交換を行っていただくことが望ましいのではないかと考えている。

(高橋委員長)

ただ今の御報告を踏まえて，意見交換を行いたいと思う。まず，弁護実務修習に対する取組については，当委員会においても議論を積み重ねてきたところであり，前回の当委員会において，導入的教育の在り方についての取りまとめを行ったところである。その内容について，事務局に整理してもらったものが，「弁護実務修習における導入的教育について（第20回委員会における議論の取りまとめ）」である。これをもって当委員会における議論の基本的な方向を取りまとめたものとして確認させていただいてよろしいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

当委員会における議論を踏まえて、弁護導入講義の準備等で、司法研修所と日弁連等との間で意見交換を重ねているということだが、まず、弁護導入講義の準備状況について、井窪委員又は弁護士幹事から補足の御発言はあるか。

(井窪委員)

弁護導入講義、弁護士会では統一冒頭修習という呼び方をしているが、内容については、先ほど笠井幹事あるいは木村幹事長から、懇切かつ的確な御説明をいただいたとおりである。準備状況についても、先ほど御紹介をいただいたとおりであり、弁護士会としては全く新しい試みであるので、非常に意欲を持って取り組んでいることを御報告したい。

一方、この導入講義は、各単位会にも相当な事務的負担をお掛けすることになるので、連絡に漏れがないように、慎重に注意をしながら協力を要請しているところである。全体として準備は順調に進んでおり、弁護教官室の出張講義との関係を意識しながら、また当委員会で確認された導入的講義の趣旨・目的に沿う形にすべく、弁護教官室との連携のもとに、今、正に内容等について検討を進めているという状況である。

詳しい御報告ができるまでには、まだ若干時間がかかるだろうと思うが、既に行われている出張講義の内容も十分に踏まえ、かつ幹事会で御紹介があったように、3コマ目は各単位会で御担当いただくことを想定しており、より実務の当事者法曹の視点に立った内容を盛り込めるように工夫をしながら、各単位会に御提案をしていくことになるだろうと思う。

(高橋委員長)

弁護教官幹事から補足の御発言はあるか。また、教官室においては出張講義という形で導入的な教育を行い、その機会を利用して各単位会とも意見交換を行っていると同ったが、これについても、その実情について補足があれば

お願いしたい。

(流矢幹事)

意見交換について、若干補足させていただく。昨年ごろから各単位会、それも実際に弁護実務修習を担当している指導担当弁護士と弁護教官室との間で、意見交換を広く行っているところで、それは非常に成功しつつある。まだ意見交換を実施していない単位会も若干あるため、もう少し周知徹底を図り、意見交換を実施できるよう進めていきたい。

(升味幹事)

意見交換に関しては、正に流矢幹事のおっしゃっているとおりで、この数年の間に非常に充実した意見交換ができるようになり、分野別実務修習と集合修習の連携を図るという意味でも、大きな進歩があったと考えている。皆様御存じのとおり、修習生が弁護実務修習において充実した刑事弁護を体験してくることは必ずしも容易ではないこともあり、刑事弁護教官室としては、冒頭の弁護導入講義から、1月の出張講義、4月の出張講義、集合修習までを一連の過程としてとらえて、統一した形でメッセージを修習生に伝えていきたいと考えている。

修習生がロースクールにおいて基礎的な事実認定教育を受けているとはいえ、それは判例を分析するとか、既に整理された事実について当てはめをしてみるとというような静的なものである。医学教育を引き合いに出して御説明させていただくと、医学部の教育においては、例えば、生理学や人体の構造、機能等を知り、あるいは先生の御指導の下に、確定した症例についていろいろ分析をしながら学び、医学部を卒業した段階というのは、典型的な症状の患者を診ることができるということになるかと思う。ロースクールもこの医学部の教育と似たようなところがあって、既に結論が分かっている整理されたモデル教材のようなものが用意されていて、自分の知識等を確認していくという形で学んでいる。

けれども、現実の弁護士の仕事においては、ある事実に意味があるのかどうか分からない、あるいは重要な事実がどこかに隠れているかもしれないというような混沌とした事実関係を前にして、それをある視点で分析をして、意味のある主張を構成していかなければいけない。修習生には、修習を終える段階ではこのような能力を身に付けて、法曹として社会に出て行ってほしいと考えている。ロースクールで得た知識、あるいは基本的な見方、視点というものが、現実の事件を取り扱う際にどのように活用され、利用されているのかということを分野別実務修習においてきちんと見て、事実認定や事案の分析について、自分なりに考えてもらい、集合修習では、分野別実務修習において経験したところを汎用化できるように再整理して、最終的に卒業してもらいたいと考えている。

したがって、刑事弁護教官室としては、この冒頭の導入講義を、非常に有り難い話だと思っている。今までは、分野別実務修習をどう生かすのかということについて、修習生が必ずしも明確な意識付けを持たないまま突入している部分があって、それがもったいないように思われた。例えば、刑事裁判修習中は、たくさんの弁護人の弁護活動を見る非常に良い機会であり、同じ覚醒剤の事件でもどんな弁護活動があるのだろうかとか、この弁護人はこの事件をこういう視点で分析しているようだとか意識して見てほしい。あるいは、検察修習であれば、例えば、警察からの送致記録には、公判に提出されないものも大量にあり、それを目にする機会がある。捜査がどのように行われ、検察官がどのように事案を整理し、どのような証拠を裁判所に提出するのかを踏まえ、弁護人の視点で見るとしたら、検察官の考える証拠構造に対応してどのような弾劾が可能だろうか、その際、不提出記録の中に弁護活動に利用できるものがあるのだろうか、証拠開示を求めるとしたらどんなものがあるだろうかなどと考えてみて、経験を積んで、集合修習に来てほしい。

導入講義においては、この点の意識付けを行い、また弁護人の立場での事案

分析の基礎を整理して教え，続く1月の派遣講義で少し展開し，4月の派遣講義で更に実践的に展開し，最後に集合修習でまとめるという形で刑事弁護修習全体を完結させたい。

(高橋委員長)

幾つか補足していただいたが，木村幹事長から御報告のあった点を中心に意見交換を行いたい。

先ほど「振り返り型弁護」ではなく，「見通し型弁護」という表現をお聞きして，なるほどと感心した。

それから，各地の単位会において実際に修習に当たっている指導担当弁護士の方との意見交換が拡大しているという点は，非常に良い進歩だと思う。法曹養成プロセスに法科大学院が入ってきてから，修習についても既存の弁護士の先生方が受けた修習とは違うものになってきているわけで，そこがどこまで指導担当弁護士に理解されているのか，以前から少し不安を持っていたが，少しずつかもしれないが，解消されてきているのではないか。指導担当弁護士の方がかつて受けた修習も，もちろん素晴らしいものであっただろうが，それと少し違ったものとしてこれからの修習があるのだということが，修習生はもちろんであるが，指導される方にも浸透してきているということは，非常に結構なことだと感じている。

出張講義との連携については，これから御検討いただくということだったが，有機的にうまく連携できるものか。

(井窪委員)

出張講義の際の意見交換というのは，司法研修所の弁護教官室の方から，数年前に各単位会に呼びかけていただいたものである。今，高橋委員長がおっしゃられたように新しい修習制度になって，修習の内容はそれに応じて変化したものの，分野別実務修習，特に弁護実務修習において，実際修習を担当している先生方は，当然過去の修習を受けられた方々である。したがって，

指導担当の先生方は、現在研修所でどういう御指導をしているのか御自身が体験していないため、なかなか理解しがたいというところで、プロセスの連続性に若干欠ける面も出てきてしまうという問題があった。しかし、研修所教育の現場を見せていただく機会を、各地の指導担当弁護士に与えていただいたことによって、そういった連携の意識というのは、ここ数年で随分深まってきているし、各地の指導担当の先生方あるいは修習委員会と司法研修所との情報の共有化、認識の共通化も、かなり進んだと思っている。将来的には、法科大学院とも、認識の共通化を図っていくことができれば、プロセスによる法曹養成というものの実効性が、更に高まるのではないかと考えている。

(高橋委員長)

私自身は民事系の教員として法科大学院にいるが、やはり学生諸君は、どうしても判例を中心に物を考えるところがあって、裁判官の目で考えるということになりがちだ。極論ではあるが、判例というのは自分が弁護士になって受ける事件の半分では敵になり得るなどと学生に話して、判例の射程をどう絞るか、最後はどう判例を乗り越えるか考えさせるよう、授業の中で指導しているつもりではあるが、学生たちは、まずは判例を覚えるところから始まるものだから、少しもどかしい点がある。法科大学院における臨床教育として法律相談などをやれば、当事者から相談を受けることもあるが、ただ、臨床教育は全員必修という形にはなかなかかなりにくい。だからこそ、必須の臨床教育課程である分野別実務修習が少しでも滑らかに行われるように、法科大学院側も修習側も努力し、その真ん中を導入的教育でつなぐというのは、非常に素晴らしいアイデアだと思う。

(升味幹事)

分野別実務修習の生かし方というのを弁護教官室として考えていて、これはいけるなというところまできているように思う。先ほどの意見交換について

も、現場の指導担当弁護士と、参観していただいた講義などを話題に情報交換する等、意思疎通が大変うまくいくようになった。少し前までは、意見交換を行うと、修習生は文章が書けないから起案をさせてほしいとか、刑事弁護でいうと弁論要旨を書かせてほしいとか、あるいは弁護実務修習の合同修習において、自分たちが起案をさせた方がいいのではないか等の御質問がかなりあったが、今年はそういうお話もなく、意識の共通化もできてきた。

なお、ロースクールについては、何人かの教官は見学させていただき、実際、私も幾つか見せていただいたが、余りにも多種多様というか、学校によって大きな違いがあるようだ。修習生が受けてきている教育をどの辺りと捉え、カリキュラムを考えたらいいのか悩ましいところがある。可能であれば、今後もう少しロースクールの先生方とも忌憚のない意見交換ができればと思っている。

(高橋委員長)

今の御意見は、法科大学院、特に実務系科目に何を期待するかということかと思う。我々法科大学院側も何度かメッセージを出しているわけであるが、メッセージを出すだけでなく、意見交換の機会を増やしていくべきなのであろう。ロースクールの教員も、喜んで参加するのではないか。ただ、元々大学とは学問の場であるため、各校ばらばらであるのが当然である上、個性溢れる法科大学院をととも言われていたので、法科大学院によってますます様々な個性があるのだろう。しかし、共通的到達目標の策定など共通了解としてこの辺だという動きは、近年強くなってきているから、それを受けて法科大学院側も努力しているつもりである。例えば、15年前までは同じ科目でも、別の先生がどんな授業をしているのか全く知らない、あるいは、他の先生の授業を見学することはタブーであるという感覚だったが、今では、例えば、民事裁判系の教員が集まり、授業内容をお互いにチェックし合うことは、当たり前のことになった。法科大学院教員側が受けていただけかどうか、ま

た東京や大阪に限定されてしまうとは思いますが，次は司法研修所の教官の方々と法科大学院教員との意見交換を，進めてはどうか。

(鎌田委員)

一つは法科大学院協会において，各法科大学院間の情報交換，あるいは授業内容，授業の水準についての最低限の線をそろえていくといった仕事をしており，もう一つは，中教審の法科大学院特別委員会において，こちらは司法研修所の御協力をいただいて，実務系科目については非常に良いコアカリキュラムが完成したと思っている。それを各法科大学院がきちんと実施しているかどうかというところは，改善調査，ヒアリング等を通じて，中教審の側でフォローしていくということになるだろう。

一方，法科大学院協会では，協会の執行部と司法研修所との意見交換会をずっと長くやらせていただいているが，今後，できるだけ幅広い参加を得られる機会を作るように工夫をしたいと思っている。

それからもう一つ，法科大学院協会では，法科大学院の教員側が司法研修所に行って，集合修習の参観や意見交換を実施するという研修も毎年実施している。司法研修所教官に法科大学院に来ていただくという方法も含めて，法科大学院の教育の場と司法研修所，また本当は一番必要であろう各单位会の指導担当弁護士の方々との情報交換，相互理解の深化というものを，機会を見ながら進めていければと考えている。

(流矢幹事)

先ほどの升味幹事の御発言については全く同感で，この弁護導入講義を設けていただくことは，分野別実務修習及び集合修習への一連の流れができるということで，非常に有り難いことと思っている。分野別実務修習における着眼点等を修習開始直後に修習生に教えることができれば，より目的意識を持って実務修習に取り組んでもらえるのではないか。我々も，1月の出張講義の際には，分野別実務修習ではこういうところを見てきなさいと言ってはい

るものの、民事弁護でいうと110分の講義中、20分ないし30分程度しか時間が取れなかった。今年から1日を民事弁護の弁護導入講義に取っていただくことができたので、また更なる講義内容の充実も考えていきたいと思っており、現在教官室と日弁連との間で議論を進めているところである。

また、現場の指導担当弁護士も、自分たちの修習のイメージと、現在の修習のイメージが違うということについて、大分認識をしていただいている。中には、特に地方の単位会では、考試で不合格にならないためには、弁護実務修習でたくさん起案をさせなければいけないと考える方もいらっしゃるが、我々教官は、やはり実務修習こそが司法修習の中核であり、そこでは正に弁護士としてのリーガルマインドについて、しっかりと教えていただきたいと申し上げている。

(高瀬委員)

弁護導入講義の件について、少し皆様の議論と違う点でコメントさせていただきたい。先ほど木村幹事長から、全国统一で実施する部分について、遠隔講義を利用するとの説明があった。ただ、個人的には、遠隔講義が好きではないので、余りお勧めはしない。遠隔講義の場合、幾つかインターネット上の問題があって、1対1では全く問題はないけれども、1対Nと相手側が多くなると突然うまくいかなくなることが技術的な問題としてあるため、もし実施されるなら、その辺りについて整備されてはいいかがか。

一方、弁護導入講義の統一講義の内容というのは、各単位会の方々から見ると、非常にインパクトがあり、参観に見えた先生方にはその内容をもちろよく理解していただけたと思うが、講義を参観した方から、司法修習は現在こういう点に重点が置かれているのだという説明がロースクール側にあったとしても、ロースクール側で、それを正確に理解するのは、なかなか難しいのではないか。もし問題がないのであれば、講義内容に関する情報をロースクールに提供することによって、ロースクール側の教育に対しての考え方、

意識も良い方向に変わるのではないか。更には、その講義に参観できる方々もそれぞれの地域でそれほど多くはいないだろうから、関係者の方々に、この遠隔講義のシステムを使って講義内容を見ていただくのはどうか。こうした情報提供は、もう少し落ち着いてからでいいとは思いますが、もしかすると、比較的簡単に効果を上げられるのではないか。

これまでの議論あるいは本日の話を伺っても、ステップを積んでいろいろやってきたことが、やっと実を結ぶというところに来ており、情報提供の在り方についても考えて良い時期に来たのかもしれないと思い、発言させていただいた。

(高橋委員長)

東京会場の講義をライブで配信するというアイデアであったが、例えば、大学の入学式でも、ビデオでメッセージというのがあるが、余り評判はよくないようだ。やはり御本人に来ていただいて警咳に接するのと、ビデオだけでは違うのかもしれない。当面は、ライブ配信以外の方法は考えにくく、東京会場だけで全国の質疑を受けるのも技術的に難しいので、各実務修習地の方で質疑を受けていただくということなのであろう。

(井窪委員)

今の質疑応答のお話だが、確かに双方向でできると良いのだが、双方向にすると途端に故障率が高まるようだ。弁護導入講義は公式カリキュラムであるため、修習地によって視聴できなかったということがあると大変なことになるわけで、やはりそこはある程度、安全を見ないといけない。また、先ほど3コマ目は各单位会で御担当いただくという話をしたが、正に、委員長のおっしゃるとおり、その中で質疑等も行われることを念頭に置いている。日弁連の方から各单位会に、この点に関する情報提供等の協力をしなければいけないだろうという前提で、準備を進めていることを御報告させていただく。

(高橋委員長)

法科大学院については、多様性があり、研修所の弁護教官経験者の方々が実務家教員となっている法科大学院もあれば、残念ながらそうでない法科大学院もある。その辺り、高瀬委員が指摘されたような情報提供ができれば、法科大学院の教員も、法科大学院修了者である修習生の実際をより深く知ることができるという、そうした効用については、正にそのとおりだと思う。

(翁委員)

今までの議論とは違う視点で発言させていただくが、導入講義の内容として、弁護士の活動全般について具体的なイメージを持たせるとあったが、「法曹の養成に関するフォーラム」でも、今、弁護士の職域拡大というものが、非常に大きなテーマになっており、現在、ヒアリングが行われている。今まで弁護士の活動というのは、やはり訴訟を中心とした法廷実務家のイメージが強かったわけであるが、過疎地での法律相談や各所のADR組織など、弁護士の活動領域もますます広がっている。それから法テラスでの活動、また企業の採用数も増え、多様な弁護士活動というものが出てきている。

一つ、こういったところの議論で最も欠けているのは、国際的な視点ではないかと思っている。やはりどんな中小企業でも中堅企業でも、企業の活動というのは非常にグローバルになっている。もちろん企業以外を相手とされる弁護士の方もたくさんいるけれども、もう日本経済そのものがグローバル化と切り離せなくなってきているというようなことを考えると、やはり弁護士活動というのもグローバルな視点と切り離すことはできないだろう。

短い導入的教育の期間ではあるけれども、その中で、これからどんどん多岐にわたっていく弁護士活動について、いろいろ先入観を持たずに思い切って進出してもらいたいということを、いわば広がりのあるイメージを持って教えていただくと、弁護士活動のこれからの発展にもつながっていくのではないかと。

(高橋委員長)

さすがに法科大学院修了生となると違うが、学部生にはテレビドラマの弁護士のイメージしかないようで、1つの事件ばかり追っていて大丈夫なのかと話す者もいる。翁委員の御指摘のとおりで、法科大学院の学生でも、まだまだ弁護士業務の広がりを理解していない学生がいることは確かである。

それでは、本日の内容をまとめさせていただく。

木村幹事長や弁護士幹事からの御報告によると、弁護実務修習の在り方に関する司法研修所弁護教官室の考え方や実践の内容、司法研修所と日弁連、弁護士会との意見交換の在り方や第66期に向けた導入講義の準備の内容は、これまでの委員会の議論の方向性と基本的に合致しているという理解でよろしいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

本日は、活発な御議論をいただいた。

弁護導入講義については、弁護実務修習の充実及び円滑な実施に向けて、今後、さらに具体的な取組の進展があることを期待したいと思う。

(4) 今後の予定について

修習資金の貸与制に関する裁判所法改正法案の審議状況等によっては変更する可能性もあるが、幹事会を6月19日(火)午後4時から、司法研修所において開催し、その結果を踏まえて、委員会を9月5日(水)午後3時から、最高裁判所大会議室で開催することとなった。

(以上)